## 富田林市商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市の農産物及び加工品の魅力を本市内外にPRするため、本市特有の農産物を活用した新商品(以下「新商品」という。)の開発を行う団体に対し、富田林市商品開発支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、富田林市補助金等交付規則(昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

- 第2条 補助金の交付対象となる市内に事業所を有する団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる団体(法人格を有しない団体にあっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約その他の定めがあるものに限る。)とする。
  - (1) 本市特有の農産物等を活用し、新商品の研究及び開発を行う団体
  - (2) 本市内の農業者と連携し、新商品の加工及び販売を行う団体
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当する ときは、補助金の交付対象としない。
  - (1) 市税その他市に納める使用料等を滞納している団体
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員
  - (3) 富田林市暴力団排除条例(平成25年富田林市条例第30号)第2 条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する主体 的な事業とする。
  - (1) 新商品の研究及び開発を行い商品化する事業
  - (2) 新商品が本市内外で広く販売促進される事業

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第7条の交付決定日以降において、前条各号に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。
  - (1) 材料費
  - (2) 消耗品費

- (3) アドバイザー費
- (4) デザイン印刷費
- (5) 通信費(使途が明確なものに限る。)
- (6) 委託費(専門性を必要とするものに限る。)
- (7) 広報及び宣伝費
- (8) 会場使用費
- (9) 資材運搬費
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で補助対象団体数に 応じて市長が定める額とする。ただし、1団体につき45万円を限度額とする。 (交付の申請)
- 第6条 補助金の交付申請をしようとする補助対象団体(以下「申請団体」という。)は、規則で定める様式に市長が必要と認める書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査その他 必要に応じた実地検査を行った上、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定 するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を規則で定める様式により、申請団体に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 前条の交付決定を受けた申請団体(以下「補助事業団体」という。)は、 補助金の交付決定後、やむを得ない事由により、補助事業の内容を変更しよう とするときは、規則で定める様式を提出し、市長の承認を受けなければならな い。

(事業の実績報告)

- 第9条 補助事業団体は、補助事業完了後、速やかに規則で定める様式に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 新商品等の写真
  - (2) 領収書その他支出額が分かる書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付)
- 第10条 市長は、交付すべき額を確定したときは、規則で定める様式により、 補助事業団体に通知し、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の性質上必要があると認めるときは、

- 第7条の交付決定の範囲内で一部又は全部の概算交付をすることができる。 (決定の取消し)
- 第11条 市長は、補助事業団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (2) 補助金を目的外に使用したと認められるとき。
  - (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
  - (4) 補助事業の変更若しくは中止又は事業遂行の見込みがないとき。
  - (5) 補助事業の成績が不良と認められるとき。
  - (6) 第2条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返環)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、 その返還を命じることができる。

(書類の保存)

第13条 補助事業団体は、補助金に係る関係書類及び関係帳簿等を当該補助 事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。